定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十日

愛知県蒲郡市金平町土橋六番地の二

泰興株式会社

代表取締役　小島　千尚

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十日

大阪府吹田市岸部南二丁目三八番三号

株式会社河北

代表取締役社長　河合　良紀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十日

沖縄県うるま市字州崎一二番二五号

株式会社ヨシケイ沖縄

代表取締役　髙良　大樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である河野洋一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月十日

東京都大田区大森北二丁目二番一〇号ＡＭＴ大森ビル五階

インターナショナルプロデュースグループエルエルシー

日本における代表者　河野洋一郎

限定承認公告

本籍東京都調布市若葉町一丁目三番地一、最後の住所茨城県神栖市賀二一〇八番地四六

被相続人　亡　岡野　弘美

右被相続人は平成二十七年三月二十四日死亡しその相続人は平成二十八年四月二十一日水戸家庭裁判所麻生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

栃木県栃木市岩舟町静五一六三番地八

限定承認者　藤原　一正

限定承認公告

本籍千葉県船橋市芝山四丁目二七番、最後の住所千葉県船橋市芝山四丁目二七番五号

被相続人　亡　江平　澄子

右被相続人は平成二十八年二月七日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十八日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

埼玉県所沢市緑町一丁目五番八―一〇六号

相続財産管理人　高橋　淑子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住之江区西加賀屋三丁目一〇番地一〇、最後の住所大阪府大阪市住之江区東加賀屋三丁目一三番二号

被相続人　亡　林　彌皿郎

右被相続人は平成二十八年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

和歌山県岩出市山九八〇番地の二（二〇五号）

限定承認者　駒澤　秀美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千万円減少し、金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十七年八月二十日付官報の号外第一八八号五十六頁に掲載されています。

平成二十八年五月十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

名古屋プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額金一億八千万円全額を減少し、発行済優先出資全部を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年六月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

名古屋プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

RSIC Tokyo Residence I 特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成二十八年五月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先出資金の額の減少をする目的

本特定目的会社が減資消却可能額（特定資産の売却、消費税の還付、減価償却の累計額等を含む。）をもって優先出資社員に資産流動化計画に係る業務の終了前に金銭を払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

本特定目的会社の減資消却可能額の範囲内で、取締役が定める金額をもって優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

上記二の判断がなされてから三箇月以内の取締役の定める日に行う。

四、優先資本金の減少する額

金一千五百万円

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

本特定目的会社は種類の異なる優先出資を発行しておらず、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却の対象とし、その口数は金一千五百万円を五万円で除した三百口とする。

六、優先出資の消却の方法

各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて簡易減資消却とする。

七、優先出資の額の減少において消却に要する金額

金一千五百万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

本特定目的会社は種類の異なる優先出資を発行しておらず、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象とする。

平成二十八年五月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

RSIC Tokyo Residence I 特定目的会社

取締役　鄭　武壽

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年六月二十四日（号外第百三十三号）法務省告示第三百三十五号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ト				
の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
二七	上	終りから八	神橋	天神橋
平成二十八年四月二十五日人事異動欄内閣の部（印刷誤り）				
八二			六大善　文男	大善　文男
〃	〃		一六石井　忠雄	石井　忠雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月六日付特第二六号四ページ
◉調達第八五号二四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　四月分（月極一部当り）の郵送料二、〇四〇円

ージ●同月十日付第一〇三号六四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）